

令和6年3月22日（金）  
長野市障害ふくしネット 全体協議会

# 福祉避難所について

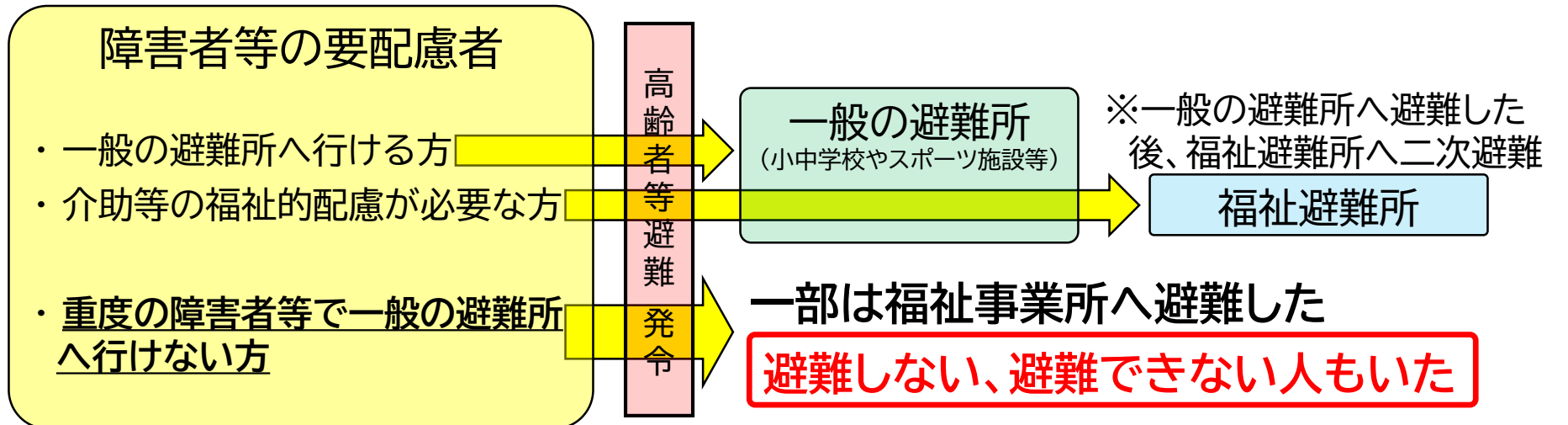
～災害時の障害者の避難について～

長野市保健福祉部福祉政策課

# 令和元年東日本台風災害のときはどうだったか？

- ・10月16日～12月1日 北部保健センター ※最大5名、一般の避難所 ⇒北部保健センター
- ・12月2日～12月13日 ケアライフ柳原 ※1名、北部保健センター ⇒ケアライフ柳原

令和元年東日本台風災害対応検証報告書	
課題	検討事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所に入ったのは高齢者のみ</li> <li>・障害者等を受け入れるには専門的なスタッフや機材が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門スタッフがいる民間施設や福祉関係団体との協定</li> <li>・あらかじめ必要な福祉用具の備蓄</li> </ul>
当事者から聞き取りや福祉避難所に対する要望	
課題	検討事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器使用者、視覚障害者や精神障害者等が一般の避難所へ行けなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの心身の状態にあった支援を受けられる避難先の確保</li> </ul>



# 避難しない、避難できない方のリスク

災害

避難して  
もらいたい

- ・ 自宅にとどまることで土砂災害・浸水・停電・断水等による命の危険
- ・ 在宅避難することで医療的・福祉的支援が中断

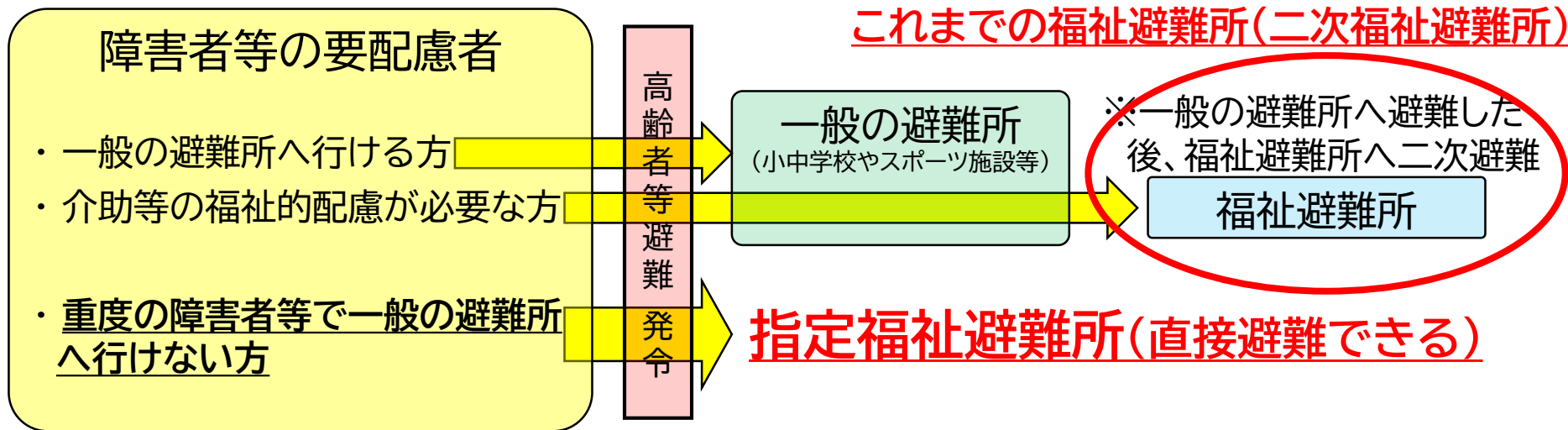
- 
- ◆ 医療的ケアが必要な方や重度の障害者等が避難できる福祉避難所が必要  
※ 特定の方が直接避難できる避難先
  - ◆ 福祉避難所へ避難後に支援を継続するための資機材や福祉専門職が必要  
※ 特定の方が直接避難しても大丈夫だと感じる避難先

- ↓
- ・ 内閣府の「令和元年台風第19号等を踏まえたサブワーキンググループ最終報告書」  
(令和2年12月)
  - ・ 災害対策基本法の改正 (令和3年5月)

- 
- ◆ 避難対象者を特定し、指定福祉避難所を指定・公示することが明記され、指定福祉避難所への直接避難を進めることが求められた。

市が指定するには施設管理者の同意が必要なため、R5.11.21に事業所向けに説明を実施

# これまでの福祉避難所と指定福祉避難所



※安全な場所にある避難所以外のところ(親類宅等)へ避難することもできます

## これまでの福祉避難所(二次福祉避難所)

今後も必要

- ・45箇所の公共施設(保健センター、老人福祉センター等)と11箇所の民間施設
- ・11箇所の民間施設とは「福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」を締結
- ・協定の中で福祉避難所は「一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難生活を送る「二次的避難所」と定義

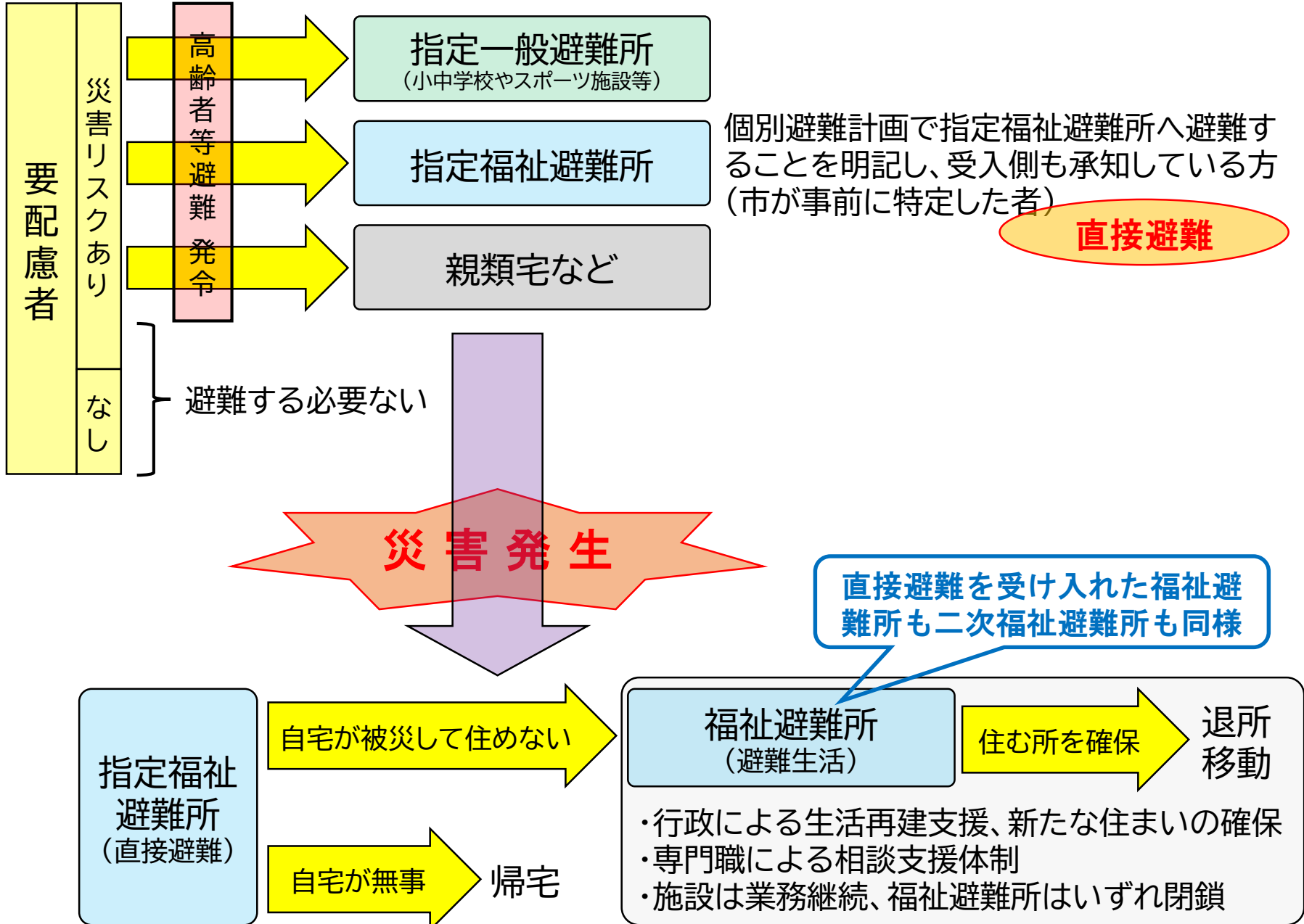
## 指定福祉避難所(直接避難できる)

新たに確保

令和6年度スタート

- ・災害対策基本法:「指定避難所」を「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に区別
- ・避難対象者を特定して市が指定(例:「精神障害者(自閉スペクトラム症)であって、個別避難計画で市が事前に特定した者」)
- ・開設・運営方法等は市と協定(特定された者が直接避難する福祉避難所と定義)

# 福祉避難所への直接避難とその後の流れ



# 福祉避難所整備事業（新規、R6～R8）

## 指定福祉避難所の指定・公示

- ・1年間に概ね2箇所ずつの福祉避難所を指定・公示
- ・個別避難計画に福祉避難所となる施設を記載することで避難対象者を特定

## 避難対象者の障害等に応じた物品等の備蓄

- ・生命維持に必要な資機材の購入、備蓄
- ・避難者(付添い者含む)の生活に必要な資機材の購入、備蓄

## 避難訓練、開設・運営訓練の実施

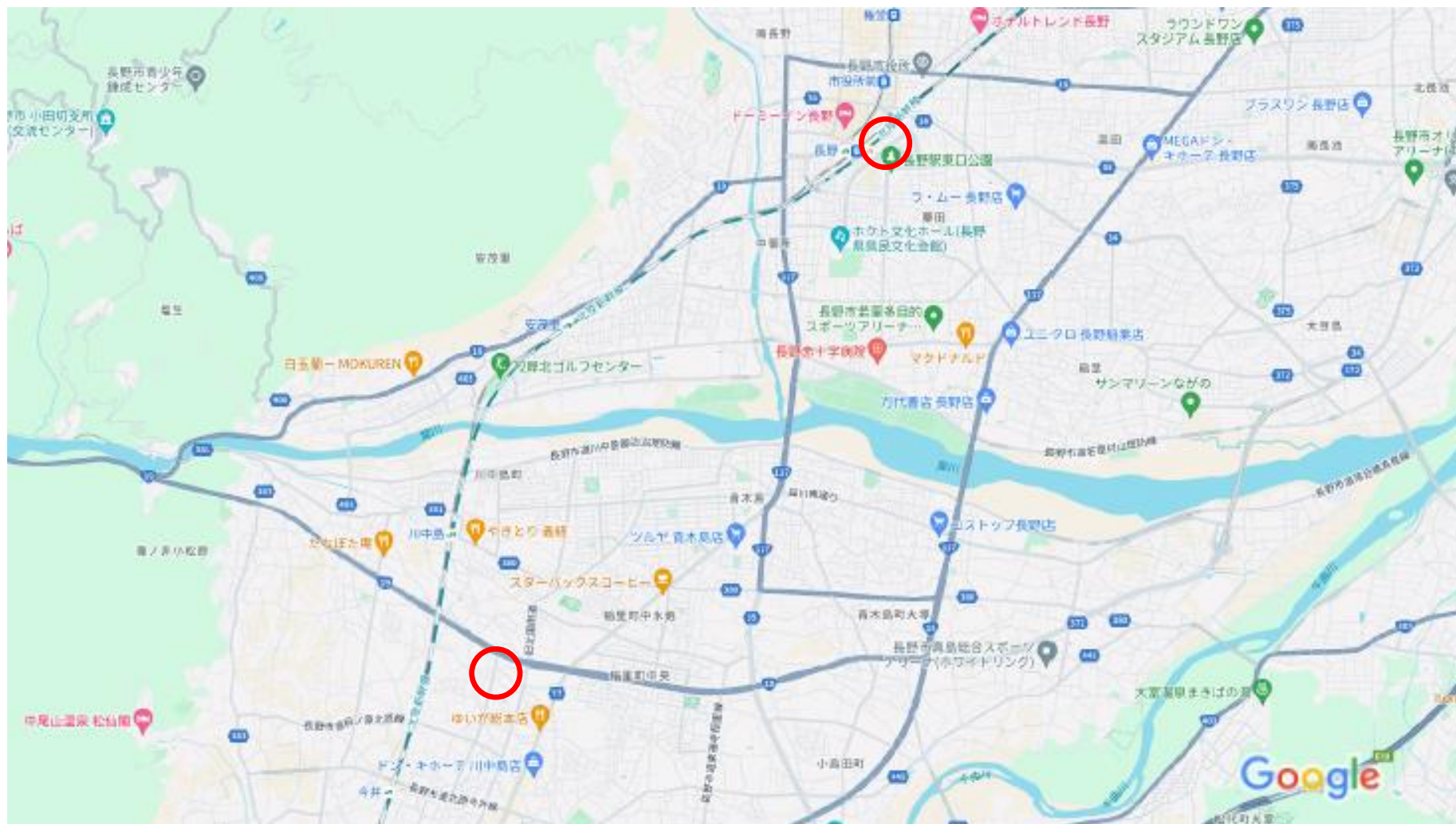
- ・避難のタイミングや個別避難計画の確認を兼ねた避難訓練の実施
- ・避難者の受入方法や市と施設との連絡手段の確認を兼ねた開設・運営訓練の実施
- ・訓練をDWATに登録している福祉専門職と一緒に実施し、連携体制を構築

## 直接避難を想定する障害者等(優先して検討)

- ・医ケア児、医ケア者など、避難所においても生命維持のために対応が必要な方
- ・精神障害者、知的障害者など、大勢いる一般の避難所へ行くことが困難な方

令和6年度予算額 200万円弱

# 令和6年度の指定予定



- ・犀川以北 清泉女学院大学東口キャンパス
- ・犀川以南 こすもけあくらぶ、サンライズ長野川中島(こすもけあ福祉会)

# 参考資料

## 【災害対策基本法】

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 (略)

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、(中略) 政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。

## 【災害対策基本法施行令】

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

## 【災害対策基本法施行令】

(指定避難所の公示)

第一条の七の二 (中略)令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所((中略)以下この項において「指定一般避難所」という。)を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、(中略)令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所(以下この項において「指定福祉避難所」という。)を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。